

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年6月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400429号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500014号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年12月20日は20万円、平成19年7月25日は18万1,000円及び同年12月20日は22万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月20日、平成19年7月25日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月20日、平成19年7月25日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成19年7月
④ 平成19年12月

平成26年に年金事務所からA社に勤務していた同僚の賞与支払に関する年金記録が訂正された旨のお知らせが届いたが、当時は多忙で当該お知らせのことを失念してしまっていた。しかし、私も、請求期間①から④までの各期間について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である。

したがって、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る厚生年金保険料控除額及び賞与額の双方を確認又は推認する必要がある。

請求期間②、③及び④について、請求者から提出された平成16年度年末調整明細書、金融機関から提出された請求者に係る取引記録、A社の元従業員から提出された賞与に係る明細書、当該元従業員に係るオンライン記録及び同人の回答から判断すると、請求者が同社から請求期間②は20万円、請求期間③は18万1,000円及び請求期間④は22万9,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②、③及び④の賞与支払年月日については、前述の取引記録から、請求期間②は平成16年12月20日、請求期間③は平成19年7月25日、請求期間④は同年12月20日

とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②、③及び④の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、A社の元事業主は、確認できる資料がなく請求者の賞与支払状況は不明である旨回答している上、請求者の当該期間における住所地のB市は、保存期間超過のため請求者の当該期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

また、請求者が請求期間①の賞与の振込先であった可能性があるとして挙げた複数の金融機関は、いずれも、当該期間に係る取引記録は確認できない旨回答しており、金融機関の取引記録から請求者の当該期間に係る賞与の支払について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400387号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500015号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成14年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月1日から同年7月1日まで

B社C事業所からA社に出向した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

平成14年6月1日時点において、A社に勤務していたので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年6月1日に訂正し、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

出向元であるB社の承継事業所であるD社から提出された請求者に係るB社の人事報、A社における当時の役員の回答及びB社における当時の役員の回答から判断すると、請求者は請求期間において、A社に勤務し(平成14年6月1日にB社C事業所からA社に出向)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における平成14年7月の厚生年金保険の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しているが、同社から提出された人事報により、請求者は平成14年6月1日付けでB社C事業所からA社に出向していることが確認できることから、雇用保険の記録及び厚生年金保険の記録における資格取得年月日は同年7月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年6月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。